

「非核三原則」の早期法制化を求める意見書

広島・長崎の原爆被害から 65 年が経ちました。「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛な願いを初めとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めています。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が、「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。今こそ日本は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的な役割を果たすべき時です。

そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早期に図ることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると考えます。

よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として、世界の諸国、諸国民から懸けられている期待の大きさを踏まえられて、「非核三原則」の法制化を早期に決断されることを要請いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 29 日

福島県伊達市議会議長 吉 田 一 政

内閣総理大臣 菅 直人 様

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 江田 五月 様